

# 労災保険料と消費税額のシミュレーション

## 労賃の扱いは？

- 従事分量配分
- 給与

## 加入者対象は？人数は？

- 構成員
- 構成員の家族
- 上記以外の第三者

## 法人への消費税の適用は？

- 本則課税
- 簡易課税

労災保険料と消費税納税額の両面から負担額をシミュレーションするエクセルのワークシートを作成しました。

(市町村農政担当主務課、各JA営農指導主務課、各農林振興センター経営支援班に配布してあります。)

### 入力画面イメージ

勘定科目	金額
●売上高	8,252,367 円
●作業委託収益	0 円
●営業外収益のうち雑収入	4,205,414 円
●固定資産売却損	151,689 円
合計	12,609,470 円

勘定科目	金額
【製造原価合計】	71,247,022 円
●期首材料棚卸高	0 円
●期首仕掛品棚卸高	0 円
●共済掛金	1,422,227 円
●減価償却費	6,572,511 円
●支払地代	6,404,440 円
●期末材料棚卸高	0 円
●期末仕掛品棚卸高	0 円
●育成費振替高	0 円
【販売及び一般管理費合計】	1,303,226 円
●法定福利費	1,509,957 円
●諸金費及び支払保険料	207,520 円
●租税公課	1,206,000 円
【営業外費用合計】	923,615 円
●支払利子	260,624 円
●租出金等	662,991 円
計	55,227,593 円

給与法人の場合の課税仕入高合計	金額
給与法人の場合の課税仕入高合計	40,941,093 円
従事分量配当法人の場合の課税仕入高合計	55,664,093 円

注) 以下の2つの表も入力して下さい(労務対価は必須、固定資産は任意)。

支払先	資金・給与又は従事分量配当金
●代表者	2,638,000 円
●構成員	4,723,500 円
●構成員以外の家族	9,925,000 円
●従業員	0 円
計	17,286,500 円

種類	金額
●農業機械、車両、建物など	3,000,000 円
●電話加入権など	0 円
計	3,000,000 円

### 試算結果画面イメージ

労災と消費税の比較表

第1案 特別加入で【指定農業機械】か【特定農作業従事者】のどちらで試算しますか？  
 【指定農業機械】  【特定農作業従事者】 労災掛率0.9%で試算します

構成員の人数 70人  
 うち、代表者以外で、特別加入する人数 35人  
 代表者の日保障額 10,000円  
 構成員の日保障額 10,000円

消費税	本則課税	本則課税	簡易課税	簡易課税
法人の性格	給与法人	従事分量配当法人	給与法人	従事分量配当法人
消費税額	△ 961,420	△ 1,643,041	302,600	302,600
労災保険料	237,881	1,326,225	237,881	1,326,225
合計	△ 723,539	△ 316,816	540,481	1,628,825

あなたの組織にとって本則課税・給与法人の方が有利です

第2案 特別加入で【指定農業機械】か【特定農作業従事者】のどちらで試算しますか？  
 【指定農業機械】  【特定農作業従事者】 労災掛率0.3%で試算します

構成員の人数 70人  
 うち、代表者以外で、特別加入する人数 35人  
 代表者の日保障額 10,000円  
 構成員の日保障額 10,000円

消費税	本則課税	本則課税	簡易課税	簡易課税
法人の性格	給与法人	従事分量配当法人	給与法人	従事分量配当法人
消費税額	△ 961,420	△ 1,643,041	302,600	302,600
労災保険料	237,881	559,725	237,881	559,725
合計	△ 723,539	△ 1,083,316	540,481	862,325

あなたの組織にとって本則課税・従事分量配当の方が有利です

第3案 特別加入で【指定農業機械】か【特定農作業従事者】のどちらで試算しますか？  
 【指定農業機械】  【特定農作業従事者】 労災掛率0.9%で試算します

構成員の人数 70人  
 うち、代表者以外で、特別加入する人数 35人  
 代表者の日保障額 10,000円  
 構成員の日保障額 7,000円

消費税	本則課税	本則課税	簡易課税	簡易課税
法人の性格	給与法人	従事分量配当法人	給与法人	従事分量配当法人
消費税額	△ 961,420	△ 1,643,041	302,600	302,600
労災保険料	237,881	981,300	237,881	981,300
合計	△ 723,539	△ 661,741	540,481	1,283,900

あなたの組織にとって本則課税・給与法人の方が有利です

## 労災の加入相談

労災への加入について、一般加入(対象は従業員)の場合は、労働基準監督署へ直接出向いて手続きすることになります。

また、特別加入の場合は、最寄りのJAに相談してください。

具体的手続きについては、社会保険労務士に相談してください。

- 監修 ● 特定社会保険労務士 畠山 義明  
 ● 中小企業診断士・税理士 安達 長俊
- 協力 ● 株式会社 トヤマデータセンター
- 編集・発行 ● 富山県担い手育成総合支援協議会(事務局：富山県農業会議)

※このパンフレットについてのお問い合わせ先

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 富山県農業会議          | TEL076-441-8961 |
| 新川農林振興センター 経営支援班 | TEL0765-52-0268 |
| 富山農林振興センター 経営支援班 | TEL076-444-4521 |
| 高岡農林振興センター 経営支援班 | TEL0766-26-8474 |
| 砺波農林振興センター 経営支援班 | TEL0763-32-8111 |

(平成27年3月作成)

## 集落営農組織のみなさまへ

# 労働者災害補償保険の特別加入制度のご案内

〈改訂版〉



万が一の事故  
 あなたの組織は、その事故への備えは  
 大丈夫ですか。

富山県担い手育成総合支援協議会  
 (事務局：富山県農業会議)

## 集落営農組織における労働者災害補償保険特別加入制度とは

労働者災害補償保険(以下、「労災」という。)は、労働者災害補償保険法に基づいて、業務災害や通勤災害にあった労働者やその遺族に保険給付する政府が管理・運営している制度です。

労災は、労働者を対象にしていることから、農業経営を行う事業主や、集落営農組織の構成員は対象外となります。しかし、農業における業務実態、災害の発生状況から、事業主等の皆さんにも労働者に準じた保護が必要とされており、「特別加入制度」が設けられています。

農業者の場合には、以下の3つの区分のいずれかで特別加入することができます。

- ① 中小事業主等(常時300人以下の労働者を使用する事業主等)
- ② 指定農業機械作業従事者(トラクターやコンバインなどの機械を使用する自営農業者)
- ③ 特定農作業従事者(農業用機械作業や農薬散布作業など特定農作業を行う自営農業者)

## 労災加入と税制

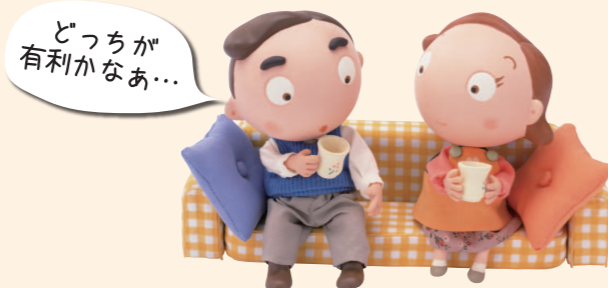
法人運営の違い(従事分量配当を行う法人や確定給与を支給する法人)によって、加入できる労災の種類と労務対価の消費税での取扱いが異なります。

一般的には、従事分量配当型の場合には、消費税額は少なくなる反面、労災保険料は高くなります。一方、確定給与型の場合には、労災保険料は少なくなる反面、消費税額が高くなります。

### ポイント

- 作業出役が多いのは、構成員本人なのか、構成員家族なのかなど、組織の実態によっては従事分量配当型・確定給与型の選択変更によって労災保険料の負担を軽減できるケースもあります。
- 従事分量配当型と確定給与型の変更によって消費税納税額が変わる場合があります。
- 消費税の金額が変動するのは、「本則課税」の法人で、「簡易課税」を選択している場合や消費税の課税事業者でない任意組合の場合は関係しません。

	従事分量配当を行う法人		確定給与を支給する法人	
	構成員本人	構成員家族	構成員本人	構成員家族
労務対価の消費税の取扱い	従事分量配当(課税仕入れ) ↓ 労務対価分の消費税額を消費税の納税額から控除することが可能		給与(不課税仕入れ) ↓ 消費税の納税額からの控除はなし	
	労務対価の総額が同一の場合、従事分量配当として支払う額が多いほど消費税の納税額が少なくなる			
労災加入	特別加入のみ		一般加入も可能	
	労災保険料は、特別加入の方が高くなるのが一般的で、従事分量配当を受ける人数が多いほど労災保険料の支払い負担は大きくなる			



## 労災の種類と加入できる内容

集落営農組織の場合の特別加入と一般加入の可否や、補償の適用範囲は下表のとおりです。

		特別加入			一般加入	
		中小事業主等	指定農業機械作業従事者	特定農作業従事者		
任意組合	代表者等	△	△	△	×	
	構成員(本人)	▲	▲	▲	×	
	従業員	家族	▲	▲	▲	×
		第三者	×	×	×	○
法人 (従事分量配当型)	代表者等	△	△	△	×	
	構成員(本人)	▲	▲	▲	×	
	従業員	家族	▲	▲	▲	▲(※1)
		第三者	×	×	×	○
法人 (確定給与型)	代表者等	△	△	△	×	
	構成員(本人)	×	▲	▲	▲(※1)	
	従業員	家族	×	×	×	○(※1)
		第三者	×	×	×	○
災害発生時	業務上	対象	対象	対象	対象	
	通勤途上	対象	対象外	対象外	対象	
	業務外	対象外	対象外	対象外	対象外	
補償対象作業	事業限定	農業及び関連の一体的事業	農業	農業	無	
	作業限定	無	有(※3)	有(※5)	無	
	場所限定	無	有(※4)	有(※6)	無	
	時間限定	有(※2)	無	無	無	
保険料率(平成27年4月1日現在)		給付基礎日額×365日×下記の料率			支払った賃金の13/1,000	
		13/1,000	3/1,000	9/1,000		

注)○は加入できる、△はいずれか1つを選択して加入、×は加入できない

上表で注目すべき事項はオレンジ色の部分の項目で、**構成員本人や構成員家族が、組織の種類(任意組合、従事分量配当を行う法人、給与支給の法人)により、加入できる内容が異なる点**です。加入内容が異なれば、保険料率(掛金)も変わりますので注意してください。

- (※1) 法人との労働契約の締結、労働者名簿への登載、賃金台帳による支払った給料の明確化、賃金の1ヶ月に一度以上の現金による支給、源泉徴収の実施の他、比較する労働者があり、労働者性が確保されていることが必要。
- (※2) 所定労働時間内か、労働者の時間外労働に応じた就業に限られます。
- (※3) 土地の耕作や植物の栽培・採取の作業で指定農業機械及びこれに直接付随する作業に限定。
- (※4) ほ場又は作業場を原則。
- (※5) 土地の耕作や植物の栽培・採取の作業で、①動力により駆動される機械を使用する作業、②高さが2m以上の箇所における作業、③農薬散布の作業等で、これらの作業に付随する準備や後始末の作業に限定。
- (※6) ほ場、格納庫、農舎、堆肥場、草刈り場、作業場と共同集荷施設の相互間の合理的経路。